

学校感染症による出席停止と報告書の提出について

学校感染症にかかった場合は、すぐに学校へ報告してください。本人の健康回復と他への感染防止のために出席停止となります。医師の指示に従い休養してください。

登校再開時に「学校感染症報告書」を担任へ提出してください。なお、報告書は保護者が記入してください。医療機関で証明を受けたり記入してもらう必要はありません。

●出席停止とする感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条による）

感染症	出席停止期間
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（発症日を0日と数える）
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（発症日を0日と数える）
結核	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで

※ 上記以外の感染症については、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐため、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に措置を取ることが可能。